

メディアリレーション代行サービス利用規定

(サービス概要)

第1条 当社は、メディアリレーション代行サービス（以下、「本サービス」といいます。）として、お客様に代わって各種メディアに対し記事掲載のためのアプローチを行います。

(他の規定の適用)

第2条 本サービスに含まれる役務であって、本規定第3条以降に条件の定めが無い部分は、下表の対象部分に応じ、対応する規定が適用されます。これらの規定と本規定が矛盾抵触する場合には、本規定の定めが優先するものとします。

対象部分	適用される規定
サービス全般にかかる事項	P L A N-B マーケティングパートナーズサービス総則規定
コンサルティング役務	コンサルティングサービス（総合）利用規定

(個別契約の成立方法)

第3条 本サービスを構成する役務の内容は、個別契約ごとに異なります。サービスの内容にどのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、オリエンテーションシート、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書を添付した電子メール・LINE/Chatwork等のチャットシステム上のメッセージ・FAXを含みます。以下本規定において同じ。）に定めるとおりとします。業務条件書を対象としてお客様が当社に申込書を提出した場合、本サービスにかかるお客様と当社の個別契約が成立します。

2 民法第641条または同法第651条の定めにかかわらず、当社による業務着手を問わず、当社との個別契約成立後は、契約期間が満了するまで、お客様は中途で個別契約を解約することはできないものとします。

(業務の完了及び報告)

第4条 本サービスは、個別契約に定めるアプローチ件数のメディア関係者に対して個別契約所定の業務を実施し、その報告書をお客様に提出したことをもって、業務が完了したものとみなします。報告書にはアプローチしたメディア名、担当者、日時、及び交渉の概要を含めるものとします。

2 当社は、本サービスは、電子メール又はウェブフォームからの送信を通じてのみ実施するものとします。個別契約に特に定めた場合の他は、電話、対面、オンライン会議等による交渉は本サービスに含まれないものとします。

3 当社がお客様のために実施できる事項は、メディア側への情報提供に限られます。当社は、お客様から承認された範囲を越えて、掲載に関する対価の支払約束、掲載の保証、その他お客様に法的な義務を負わせる一切の権限を有しません。記事掲載にあたって、メディアとの契約締結やその他メディアが定める手続きの実施が必要となる場合には、その旨のお客様への報告をもって、業務が完了したものと扱います。

(法令遵守及び責任の所在)

第5条 お客様は、本サービスのために当社に提供する情報、資料、及び当社に指示するアプローチ手法が、景品表示法（ステルスマーケティング規制を含む）、薬

機法、その他関連法規に違反しないことを、自らの責任と負担において保証するものとします。

- 2 当社は、本サービスの遂行にあたり、お客様の提供にかかる情報等の適法性や正確性について調査・確認する義務を負いません。
- 3 お客様が提供した情報またはお客様の指示に起因して、法令違反、第三者の権利侵害、その他紛争が生じた場合、お客様の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

(お客様による協力)

- 第6条 本サービスの実施にあたっては、当社が本サービスを遂行するために必要とする情報、資料、及びメディアリストを、当社が定める期日までに提供していただくこと、並びに当社がメディア関係者に提示する情報内容について、お客様による事前の確認及び承認をいただくことが必要になります。
- 2 前項に定めるお客様の協力が遅れたことによって当社によるサービス提供が遅延したり、実施不能となったりしても、お客様は料金の支払いを免れません。

(秘密保持の特則)

- 第7条 当社及びお客様は、本サービスの遂行に関して知り得た相手方の営業上又は技術上の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、当社は、お客様からメディアへの開示を想定して提供された情報については、お客様の個別の承諾なく、メディア関係者等の第三者に情報を開示できるものとします。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ
制定：2025年12月18日